

公益委員の見解

令和3年度鹿児島県最低賃金の改正審議において、平場での協議及び公労・公使間の個別協議を重ねて参りましたが、双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りには期待できない状況に至りました。

そこで、鹿児島県最低賃金専門部会において採決をするに当たり、公益委員の見解を、以下のとおり示します。

- 1 中央最低賃金審議会の目安小委員会では、「『経済財政運営と改革の方針 2021』及び『成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ』に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。」「地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。」とされているところであり、この公益委員見解の目安額に十分配意しつつ、これまで審議を進めてきた。
- 2 最低賃金法9条2項の定める最低賃金の3つの考慮事項を等しく考慮すべきこと、国際的にも低位に抑えられてきた我が国の最低賃金の水準を引き上げ、生計費に見合った賃金の確保や非正規労働者等の処遇改善、地域間格差の縮小を図ることが必要であること、新規学卒者の半数近くが県外へ就職している現状にあり、他県への労働力流出防止のためにも魅力ある鹿児島の創生に努める必要があること等の労働者側からの見解について考慮した。
- 3 当県においては、離島を擁し、地域経済を支える小規模事業者にとって、極めて厳しい経済環境を強いられていること、ワクチン接種が開始されたものの、新型コロナウイルス感染症の影響は長期化して人流も制約され、特に、観光産業を主とする本県のダメージは大きく、回復の見通しが立っているとは言い難いこと、最低賃金の大幅引き上げで困難に直面する経営者の心が折れる懸念もあること、中小企業の事業経営を支援するために国の各種の措置も拡充されつつあるが、時間が掛かるなどの問題もあること等の使用者側からの見解について考慮した。
- 4 地元経済の活性化のためには消費が増えなければならないが、消費の拡大のためには、賃金の上昇、企業収益の改善によって、経済を好循環に導いていく必要がある。また、影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化等に一段と強力に取り組む必要がある。

これらのことを総合的に勘案して、公益見解としましては、28円引上げて、令和3年度の最低賃金を821円としたい。